

## 静岡県国民健康保険運営方針の改定

### 1 要 旨

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「運営方針」という。）を定めるものとされている。

令和5年度は、令和2年度に策定した運営方針（令和3年度～令和5年度）の改定の時期に当たるため、次期（第3期）運営方針の策定を行う。

### 2 策定根拠

国民健康保険法第82条の2

### 3 対象期間

第1期方針 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで（3年間）

第2期方針 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

第3期方針 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（予定。6年間、3年後に中間見直し）

### 4 策定経過

平成29年12月27日 策定（第1期方針）

平成31年3月27日 改定（収納率目標の見直し）

令和3年2月1日 改定（第2期方針。次期対象期間における目標等の見直し）

令和5年3月中旬 改定（一部指標の見直し）

### 5 作業スケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年1月～	国からガイドライン等提示
3月～	市町との協議（年間通じ随時実施）
4月～	他の分野別計画等との調整（年間通じ随時実施）
9月	第1回国保運営協議会へ諮問、改定案を審議
10月	運営方針改定のパブリックコメント
11月	法定の市町意見聴取
令和6年1月	市長会・町長会で報告
1月	市町主管課長会議で最終案を協議
2月	第2回国保運営協議会で最終案を審議、改定について県へ答申
3月	運営方針改定を公表

# 静岡県国民健康保険運営方針（R6-R11）改定スケジュール（案）

		令和5年度														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運 営 方 針	県	ガイドライン「保険料水準統一 加速化プラン提示（厚労省）」	骨子作成	素案作成	素案について市町と協議	市町と連携し改定案を作成	改定を諮問	パブコメ	国保法第82条の2第6項に基づき市町から意見聴取	市町から意見聴取	市町から意見聴取	副知事報告	改定公表			
	県国民健康 保険運営協 議会		●第2回協議会 ・改定スケジュール を報告 ・現計画評価					●第1回協議会 ・改定を諮問 ・改定案を審議 ・現計画評価（案）					●第2回協議会 ・最終案を審議 （中旬） ●改定について答申 （下旬）			
	国保運営方 針連携会議		●保険料水準統一 拡大WG					●第1回連携会議 ・素案を協議						●第3回連携会議 ・最終案を協議		
	市町		●市町説明会 ・骨子の説明											●第1回主管課長会議 ・最終案を協議		
主 要 関 係 計 画（見込み）	医療費適正化 計画 （★医療審議会、 ○保険者協議会）			（厚労省） 策定指針		対応方策の検討 保険者協議会との協議		○第1回 【骨子】 ★第1回 【骨子】						★第2回 【素案】 ○第2回 【最終案】	○第2回 【最終案】	★第3回 【最終案】
	健康増進計画 （★協議会、○地 域会議、◎部会）		★第1回 ・進捗報告 ・課題整理	（厚労省） 次期プラン 策定・公表				◎第1回 ・素案 ・数値目標						◎第2回、○第1回 ・最終案	○第1回 【最終案】	★第3回 ・最終案
	市町データヘルス 計画		●策定に係る 説明会	（厚労省） 策定の手引き 提示				●研修会 （県の作成方針、 作成ポイント）						●支援・評価委員 会による市町計画への 助言	●研修会 （評価指標の 設定等）	●公開
	その他関係課															

適宜情報共有、意見照会